

伊勢市国民保護計画(中間案)との対照表

資料2

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
10	12	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (4) 道路の位置等	高規格幹線道路は、伊勢自動車道が市の西部から東方面へと縦断し、伊勢ICと伊勢西ICがある。 主要な国道としては、国道23号及び国道42号が通り、広域交通道路として圏域の大動脈となっているほか、主要地方道県道鳥羽松阪線などによって各地域が結ばれ重要な役割を果たしている。 また、市内には、武力攻撃事態等が発生した場合、道路の途絶による孤立が危惧される地区が存在するため、その孤立対策が必要である。	孤立する可能性のある地域の有無は、考慮すべき地理的特徴のひとつと考えられるため。
16		第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部課における平素の業務 表2-1 市の各部課における平素の業務	(部課名の欄) 医療部(市立伊勢総合病院) 市立伊勢総合病院 出納部(収入役室) 収入役室 教育部(教育委員会) 教育委員会 対策支部(各総合支所) 各総合支所	平素の業務を行う部課名が、国民保護対策本部設置時の部編成時における名称と同名称になっていたため。
26	23	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備	市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を、現在利用できる無線装置を活用しながらJ-ALERTの整備等、計画的に整備を図る。 また、デジタル化の推進及び可聴範囲の拡大等通信体制の整備に努める。  J-ALERT:津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民の方に緊急情報を瞬時に伝達することを目的とした全国瞬時警報システムのこと。	平成19年度からJ-ALERTが正式に運用開始される予定のため。
27	17	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成18年総務省令第50号。以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。 なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。	安否情報省令は平成18年に改正されているため。
36	23	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (3) 孤立対策	市は、孤立地域における避難に関して、県及び指定地方公共機関及び他市町、他県との連携協力に努める。	孤立地区の避難対策としては、他県との連携を要さないため。
40		第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 危機対策本部の設置及び初動措置 (1) 危機対策本部の設置 図3-1 市危機対策本部の構成等	関係機関の「消防機関」を削除	消防本部は市の執行機関であるため。

伊勢市国民保護計画(中間案)との対照表

資料2

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
45		第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 図3-3 市対策本部の組織構成	組織構成図の修正	現地対策本部及び現地調整所は、対策本部の各部と同列の位置づけではないため。
45~46		第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 表3-1 市対策本部各部の主要な事務又は業務	(まちづくり推進部の欄) 「避難実施要領の策定に関すること」を追加。  (都市整備部の欄) 「緊急避難路の確保に関すること」を追加。  (福祉健康部の欄) 「義援金品に関すること」を削除。	所掌業務を明確にするため。また、義援金については国民保護法に規定された業務ではないため。字句訂正。
51	33	第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。 また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて三重地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。	より具体的な記述とするため。また、防衛省となったため。
63		第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (13) 避難住民の復帰のための措置 図3-9 避難住民の誘導	避難住民を誘導する消防機関の長に、「消防団長」を追加。	消防団を指揮する消防団長への指揮系統を計画において明確化するため。
79	22	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における災害への対処等 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1) 危険物質等に関する措置命令	(1) 危険物に関する措置命令 市長は、危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの措置において危険物が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。 【措置1】危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3) 【措置2】危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(法第103条第3項第2号) 【措置3】危険物の所在場所の変更又はその廃棄(法第103条第3項第3号)	市長が措置命令できる危険物質等は、「危険物」のみであるため。
80	1	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における災害への対処等 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告 市長は、危険物の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置1から措置3の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求める。	市長が措置命令できる危険物質等は、「危険物」のみであるため。
89	26	第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (4) 飲料水衛生確保対策	市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき南勢志摩ブロック又は県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。	応援の根拠を具体的に明示するため。